

利用間伐を応援します! ~森林整備補助制度の改正の案内~

揖斐川町では災害に強い森林づくりのため、緊急に間伐の必要な森林を積極的に間伐しています。しかし、切捨間伐(切った木を利用しない間伐)ばかりで、利用間伐(切った木を木材として利用する間伐)についてはあまり実施されていないのが現状です。

一方、平成22年度には中津川市に新たに大型の合板工場が稼働するなど、今後木材需要の増加が見込まれ、健全な森林づくりと木材生産を両立させる間伐の推進が求められています。

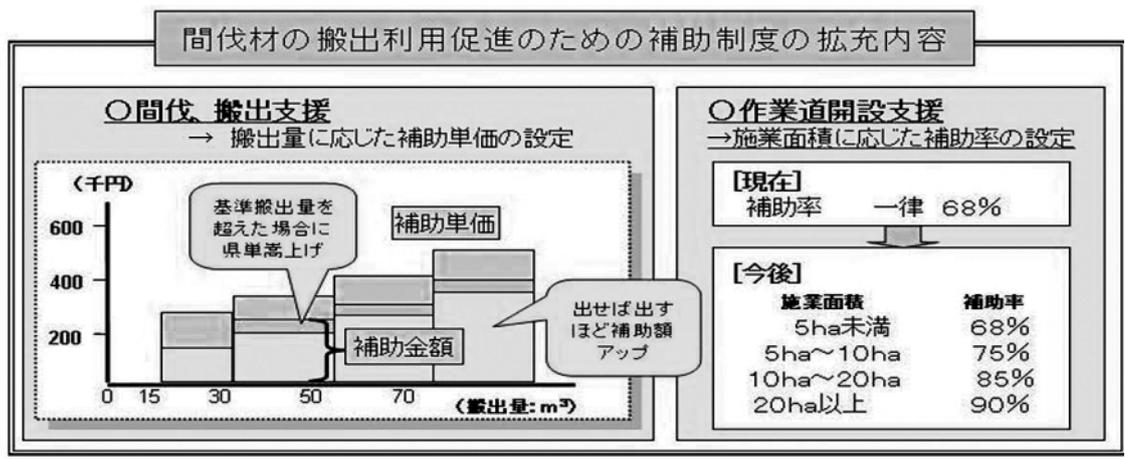
そのため、今年度から利用間伐を推進するために森林整備補助金の制度が改正されました。

- ◆ **改正1 木材搬出量に合わせた補助** -----
 これまでは、間伐材の搬出量にかかわらず一律の単価設定でしたが、今年度からは、間伐材を出せば出すほど補助額がアップします。(下図参照)
- ◆ **改正2 搬出利用に必要な作業道整備の補助率アップ** -----
 比較的林齢の高い森林を間伐するために必要な作業道整備に対し、対象事業地の集約面積に応じて最高90パーセントまで補助率をアップします。(下図参照) また、様々な条件が緩和され使いやすくなりました。
- ◆ **改正3 過密林分は高齢級でも間伐が可能** -----
 標準的な森林の1.5倍以上の本数がある森林では、林齢が高い森林でも間伐事業の補助対象となります。

このように森林整備補助金が改正され、利用間伐の推進がしやすくなりました。「将来どのような森林にするか」「どのような道をつけて木材を搬出できるようにするか」など、将来のための森林づくりを始めるチャンスです。

この機会に、是非、地域でまとまって利用間伐にチャレンジすることをご検討ください。「健全な森」になって、「道が整備され、将来の収益が楽しみな森林」になり、うまく条件が整えば「多少の利益還元」もあるかもしれません。いずれにしろ、補助事業を上手に使っていただき、利用間伐を進めましょう。

補助事業の詳細やお問い合わせについては、揖斐農林事務所 林業課や森林組合をお願いします。



【お問い合わせ先】 森林林業について、また、補助制度の採択要件や間伐のご相談等、お気軽にお問い合わせください。
 揖斐川町農林振興課 (TEL 22-2111)・揖斐郡森林組合 (TEL 22-6511)・揖斐農林事務所林業課 (TEL 23-1111)